

第2回

新宿区住宅まちづくり審議会

平成26年10月21日

新宿区都市計画部住宅課

第2回新宿区住宅まちづくり審議会

開催年月日・平成26年10月21日

出席した委員

大方潤一郎、椿真吾、篠原みち子、石川彌榮子、西山博之
伊藤衛、舟生アイ、長谷川照子、田近武友、桑原弘光、宮坂忠昌、西村敏、野村正俊
針谷弘志、小池勇士、新井建也

欠席した委員

佐藤滋

議事日程

報告

- 1 新宿区住宅まちづくり審議会委員の変更について

議題

- 1 高齢者の住まいの確保について

議事のおてんまつ

午後1時59分開会

○事務局（山崎居住支援係長） 本日はお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまより平成26年度第2回住宅まちづくり審議会を開催いたします。

私は事務局の居住支援係長の山崎と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

開会に先立ちまして、欠席委員の報告をさせていただきます。

本日、欠席の委員は佐藤委員1名でございます。定足数の過半数に達しておりますので、本日の審議会は成立していることを御報告いたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。本日配布資料は次第、A4、1枚でございます。

続きまして参考資料になります。「新宿区住宅まちづくり審議会委員名簿」、新宿区住宅まちづくり審議会委員新旧対照表です。

最後は新年賀詞交換会確認用原稿になります。こちらにつきましては、議事終了後、事務局から説明させていただきます。

なお、本日の議題資料につきましては、事前に郵送させていただいております。「高齢者の住まいの確保について」と資料1「『高齢者の住まいの確保について』意見・要望等概要」です。

本日、お持ちでない方がいらっしゃいましたらお申し出ください。大丈夫でしょうか。

マイクについてお願いがございます。机の上にマイクらしきものがございますけれども、これはマイクではございません。本日はマイクなしということで進めさせていただきます。御了承ください。お願いいたします。

~~~~~

## 報 告

### 1 新宿区住宅まちづくり審議会委員の変更について

~~~~~

○事務局（山崎居住支援係長） 議事の前に住宅課長から委員の変更について報告させていただきます。恐れ入りますが、参考資料の委員名簿を御覧ください。

○事務局（佐藤住宅課長） 報告1 新宿区住宅まちづくり審議会委員の変更について報告いたします。独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部事業推進部長の異動に伴う変更でございます。土屋修委員から椿真吾委員へ変更となりました。椿委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○椿委員 椿でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（佐藤住宅課長） 以上でございます。それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。会長、よろしくお願いいたします。

~~~~~

## 議 題

### 1 高齢者の住まいの確保について

~~~~~

○大方会長 それでは、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

では、前回ずいぶん活発な議論が進んで、いろいろ御意見をいただきまして、それを受けて

事務局のほうで一つの御提案のようなものを用意されているようでございますので、早速でございますが、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（佐藤住宅課長） 事務局でございます。座って説明させていただきます。

それでは、「高齢者の住まいの確保について」という資料と、それから資料1「『高齢者の住まいの確保について』意見・要望等概要」、これを併せて御覧ください。

高齢者の住まいの確保のところでございますけれども、まず、平成25年度までの取り組みでございます。新宿区住宅マスタープランの基本目標である、安定した居住を確保できる仕組みづくりを実現するため、民間事業者や福祉部と連携しながらさまざまな住宅施策を推進し、高齢者の居住の安定を図っていくことを目的に住宅課で平成25年度プロジェクトチーム（PT）を立ち上げました。このPTでは各自治体の取り組みの調査研究、東京都宅地建物取引業協会新宿区支部及び介護事業者へのヒアリングを通しまして既存事業の検証等を行いました。

次に今年度、平成26年度の取り組みでございます。今御説明いたしましたPTでの取り組みにつきまして、すなわち新宿区の高齢者の住まいの現状、施策事業の概要、施策事業の現状と課題、他区の状況、事業者等へのヒアリングにつきまして、前回の第1回新宿区住宅まちづくり審議会で報告いたしまして、審議会委員の皆様からさまざまな御意見、御要望をいただきました。これらの各委員の皆様の御意見、御要望を整理しまして、項目ごとに対応策や方向性について庁内で検討してきたところでございます。

それでは、資料1を御覧ください。委員の皆様の意見・要望等を、「1 連携」「2 情報発信と対応窓口」「3 高齢者の入居支援対策」「4 見守り」「5 前年度にまとめました新宿区支援付き高齢者住宅検討会報告書」という5つの項目に整理いたしました。

1つ目の「地域・事業者・区の連携」という項目につきましては、11の意見・要望等にまとめてございます。かいつまんで説明いたしますけれども、その中には④東京都宅地建物取引業協会新宿区支部、新宿区住宅リフォーム協議会等、多くの専門家が横のつながりを持てる機会を作ってほしいという意見や、⑤の手すり設置等バリアフリー改修にあたっては建築・福祉・医療が連携して行うことが大切であるといった意見がございました。

また、⑧の施策としては出尽くしていますが、ボリューム感が不足している、また住宅施策と高齢者施策の組み合わせができていない、高齢者総合相談センターを中心に行っていく方法もあるといった意見や、⑨の民生委員が相談できるような場を作ったらどうか、といった意見をいただきました。

裏面を御覧ください。2ページです。2つ目の情報発信と対応窓口の項目につきましては、

4つの意見に整理いたしました。その中で①のさまざまな住宅施策があるが、本当に困っている高齢者は窓口に来られないのではないか、支援を必要としている高齢者が行動を起こしやすい簡単な周知用チラシを作成し、地区協議会と連携して高齢者に配布すべきだといった意見や③の高齢、介護、住宅の情報を整備し、総合的に情報発信することが必要だ、情報発信の仕方にも注意してほしい、といった意見をいただきました。

それから、3つ目の高齢者の入居支援対策の項目については、3つの意見に整理いたしました。その中で②の緊急通報装置等利用料助成につきましては、利用者の設置費用の全額5万4千円を支払った後、区がその半額を助成する制度だが、後から半額の助成があるとしても5万4千円を一括で支払う負担は大きすぎる。新宿区の建築物等耐震化支援事業でやっているような本人が最初から半額負担で区が直接事業者半額を支払う委任払いはできないかといった意見や、③の高齢者が住みやすい住宅をいかに増やしていくかが今後の課題の一つになってくるのではないかと意見をいただきました。

4つ目の見守りについては、5つの意見に整理いたしました。その中には②の終の棲み家となる住宅の確保について、高齢になる前にどうしたら良いか考えられる仕組み作りが必要だといった意見や、③の高齢者には所得の有無等いろいろな人がいる、高齢者をひとくくりで考えず、それぞれに手を差し伸べてほしいといった意見や、また⑤の引きこもっている人が弱っていき危ない、そういう人にはコミュニティ、町会だけでなく、医療と専門家の力が必要である、裏に隠れた問題をどう解決するのか、といった意見をいただきました。

最後に5つ目の新宿区支援付き高齢者住宅検討会報告書の項目については2つに整理いたしまして、①の報告書を今後の高齢者保健福祉計画や住宅マスタープランに活かしてほしい、決して棚上げせず世の変化にも順応に活用してほしい、といった意見をいただきました。

このような意見、要望等を踏まえまして庁内で検討した結果、次のとおりまとめました。

「高齢者の住まいの確保」の資料にお戻りください。

まず、初めに1の区の支援策の方向性といたしまして、次の2つを挙げました。1つ目が、地域・事業者・区の連携に対応した「(仮称)高齢者の住まい安定確保連絡会」の設立でございます。先ほど御案内したとおり、連携についてさまざまな御意見をいただきました。例えば、2つ目の点にある東京都宅地建物取引業協会新宿区支部、新宿住宅リフォーム協議会、多くの専門家が横のつながりを持てる機会といった意見をいただきましたので、2ページを御覧ください。このような意見から区として検討して、課題を次のようにまとめたところでございます。

本格的な高齢化社会を迎え、安心して住み続けられることができる住まいを確保できない高

高齢者世帯が増加することが予想される中、高齢者の住まいの安定確保について施策の充実が求められていること。したがって高齢者の住まいについて考えるにあたっては、見守り等支援や空き家対策等、区の庁内でも連携して取り組んでいくことが必要であること。

また、地域団体、事業者及び区等がそれぞれ特性を生かし、連携して高齢者の住まいの安定確保に取り組んでいくことや住宅・建築・福祉・医療等の各関係職種の方々が互いに顔の見える関係を作っていくことが大切であること。このような課題を整理して、さらに、平成27年度介護保険制度改正に向けて厚生労働省が示した介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案においても、新しい介護予防・日常生活支援総合事業では住民主体の多様なサービスを充実させるとともに高齢者の社会参加と地域による支え合い体制を作ること等が盛り込まれており、関係者間の情報共有や連携の体制づくりが必要であることが示されております。

そこで、区といたしましては、先ほど説明いたしましたように地域団体、事業者及び区等が連携して、高齢者の住まい安定確保に取り組んでいくための基盤として（仮称）高齢者の住まい確保連絡会を設立したいと考えております。高齢者の住まいや見守り等の支援について幅広く意見交換を行い、高齢者が住み慣れた地域や自宅に住み続けられる施策を推進していきます。

それで、連絡会の位置付けでございますけれども、住宅・建築・福祉の各関係団体、機関の方々が互いに顔の見える関係を作り、それぞれの立場でできることや課題に感じていること等について意見交換を行い、情報を共有する場として連絡会を設立いたします。保健福祉中心ではなく、住宅・住まいを中心に設立していきたいと思っております。区には高齢者保健福祉推進協議会という別の協議会もあります。住宅・住まいを中心にこれとは別に考えてすみ分けしていきたいと考えてございます。

構成員でございますけれども、12～15名程度ということで記載のとおり考えております。御覧ください。

あと、他にも町会や地区協議会など、入っていただきたい方々も考えられますけれども、まずは専門性やニーズを考慮して、このぐらいの人数で始めていきたいと思っております。また、情報交換や情報共有の場として考えておりますので、審議する場ということではないような想定でございますので、基本的には非公開でやっていきたいと思っております。また、何か計画を作り上げるというようなものは想定はしておりません。

次に2つ目でございます。情報発信と対応窓口として、受け手の立場に立った情報発信を考えてございます。先ほど御案内いたしました情報発信についてもさまざまな御意見をいただいております。繰り返しになりますが、2つ目の中点に記載してあります、本当に困っている支

援を必要としている高齢者が行動を起こしやすい簡単なチラシ等を作成し、などの意見をいただいております。

このような御意見に対しまして検討した結果、課題として次のようにまとめました。

まず、区がさまざまな情報を整理し、高齢者の状況に応じた情報発信を行うことが求められていること。また、高齢者やその家族だけではなく、若い世代に対しても加齢による心身機能の変化や高齢者に適した住まいや暮らし方に必要な情報を発信することも重要であること。

さらに、不動産事業者、介護事業者、住宅改修に関わる事業者、住宅・土地のオーナー等と高齢者の住まい・支援に関わるさまざまな人に対しても必要な情報を分かりやすく発信していくことが必要であるということでございます。

そこで、受け手に分かりやすい具体的な情報発信の方法として検討する中で、まずは受け手の立場に立った分かりやすい案内チラシを作成することといたしました。住宅施策の案内用として、住宅施策を網羅した住宅ガイド、個々の事業ごとに詳細に案内するもの等を作成しておりますけれども、高齢者を対象とした居住支援制度をまとめて案内するものがないということで新たに作成を考えております。作成にあたっては受け手に分かりやすい情報発信の方法について、先ほどの（仮称）高齢者の住まいの確保連絡会での御意見をいただきながらより良いものを作成していきたいと思っております。

チラシの概要でございますけれども、高齢者を対象にした居住支援制度をまとめて案内し、内容は住宅課の居住支援策に他の部署の関連施策等を加えて総合的に紹介します。

4ページを御覧ください。高齢者の居住支援策が一目で分かるようなA3版の見開きにして、文字の大きさやレイアウトを工夫して、受け手の立場に立った分かりやすいものにしていきたいと考えてございます。

また、活用方法ですけれども、区の窓口の他、地区協議会や町会連合会、それから高齢者の住まいの確保連絡会等で配布して住宅施策の周知を行っていききたいと思っております。また、チラシを配布するだけでなく、高齢者総合相談センターへ住宅施策を直接説明する機会を持って周知を行いたいと思っております。

一方で、高齢者向けの総合情報冊子についても御意見がございました。介護や住まいに関する高齢者に対する多様な事業や相談窓口などの総合情報雑誌につきましては、高齢者福祉課のほうで平成27年4月発行を目指して作成中でございます。

次に区が進める支援策についてでございます。高齢者の入居支援対策として、緊急通報装置等利用料助成の支払方法を委任払いに変更していきたいと考えてございます。

先ほど御案内したとおり、そういった御意見がございましたので委任払いを進めていきたいと考えてございます。

次のページに変更前・変更後の手続きの流れが図になっております。図のような内容で行っていきたくてございます。

最後に区の支援の充実についてでございます。区では現在実施している高齢者の入居支援施策の充実を図るとともに、ひとり暮らしの高齢者が入居しやすい支援策の検討を行ってまいりました。本日示した方向性や支援策以外はまだまだ検討中でございます。また、高齢者の入居支援施策の25年度の外部評価におきましては、実績が少ないということで、分かりやすい周知にしてほしいという御意見もいただいておりますので、そのことも踏まえて検討しているところでございます。

また、審議会委員の皆様の御意見の中で項目として見守りや新宿区支援付き高齢者住宅検討会報告書という項目で整備されたものに対しましては、今回、具体的な区の施策の方向性や区が進める支援策は示せませんでした。このようなものも含めて高齢者の見守り、気づきの仕組み等を含めて、今後も初めに説明いたしました（仮称）高齢者の住まいの確保連絡会で意見交換を行いながら、広く引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

長くなりましたけれども、以上で説明は終わります。

○大方会長 ありがとうございます。それでは、どこからでも結構でございますので、御意見、御質問を御自由に御発言ください。

○桑原委員 1番の連携のところのこの件については非常にいいことだと思いますが、2点ほど確認させていただきたい。この連絡会の位置付けですが、このまちづくり審議会と完全に別個の部分でやられるのか、それとも審議会の中の部会みたいな形で設置していただいて、意見を吸い上げた後、また報告なり検討をしていただけるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それともう1点は、連絡会の構成員ですが、高齢者の中には障害者もいらっしゃいます。障害者で住宅困難で、自立なさろうと思って住宅相談に来られる方も中にはいらっしゃいます。区のほうのメンバーを見ましたら、障害者福祉課の課長さんが入っていらっしゃらないので、自立支援法も毎年どんどん変わっていきまして、精神の皆さんも自立支援法の中に入って今進んでいるやに聞いておりますので、ぜひとも障害者福祉課長さんとかはメンバーに加えていただければうれしかなと思っております。

○事務局（佐藤住宅課長） まず、この住宅まちづくり審議会との関連でございますけれども、

分科会というようなことでは想定はしておりませんが、いただいた意見は当審議会にお話しして、関連をつけていきたいと考えてございます。

それから構成員でございますけれども、御意見をいただきましたので障害の関係につきましても、障害者福祉課長をメンバーに加える検討をしていきたいと考えてございます。

○**大方会長** 確認ですけれど、この審議会との関係はともかく、この連絡会の事務局はどの課が所管を。

○**事務局（佐藤住宅課長）** 住宅課でございます。

○**大方会長** はい。そうすると、その事務局を通じて運営状況等がここに報告される。必要なら何かアドバイスを申し上げる、そんな関係ですね。

○**事務局（佐藤住宅課長）** そうです。よろしく願いいたします。

○**大方会長** 障害者関係のほうはよろしゅうございますか。

○**桑原委員** はい。

○**大方会長** 似たようなことですが、私もこの連携のところの表題が「地域・事業者・区」となっておりますが、地域の住民のような部分とか、あるいは事業者、民間企業等も含めて、そこがちょっと弱い。今日のリストだけ見るとほとんどお役所関係と、あとは関係の深い、半分公的な方々というニュアンスに見えますが、その辺はどうされますか。

○**事務局（佐藤住宅課長）** 人数的なものも含めて、最初から大きくするのはいかがなものかと考えまして、ある程度絞った形で発足して、必要に応じてそういった方々もとは考えております。ただ、今障害の関係でも御意見がございましたので、その辺はもう少し多くしてもいいのかなと考えてございます。

○**大方会長** 普段はこういうコアなメンバーで綿密に緻密に仕事をされて、年に1回ぐらい総会みたいなもので広く情報を共有するというのもいいかもしれませんね。

他にいかがでしょうか。

○**宮坂委員** チラシを作るということですが、配布方法をもうちょっと具体的に検討しておいたほうがいいかなとちょっと思います。ただ作るだけでは駄目で、それから町会とか地区協議会とかありますけれども、町会に入っている方は大体3分の1ぐらいなので、あとの3分の2は入っていない方が多いということを考えると、そこに頼っているのは非常にいかがなものかなと思いますので、御検討いただきたいと思います。

○**事務局（佐藤住宅課長）** 周知につきましては、外部評価の中でも指摘されております。区の事業につきましては周知が一番難しい面があるかと思っております。そういった面で区といたし

ましても周知についてはさまざまな方法を考えていくと同時に、今度新しく作る（仮称）高齢者の住まい確保連絡会で良い意見をいただきまして、何とか周知がうまくいくような方法をとっていきたいと考えてございます。

○**大方会長** 昔はよく市民便利帳とか区民便利帳とか何か入っていたような気がしますが、今はそういうのはどういようになっていますか、新宿区の場合は。

○**事務局（佐藤住宅課長）** 便利帳はございます。各戸配布ということでやってございます。

○**大方会長** その配布の方式はどういふうに配布されていますか。これは町内会経由ですか。

そういうチャンネルがあるなら、それをうまく活用すれば全戸に回るのかと思ったのですが。

○**事務局（佐藤住宅課長）** 各戸配布ということで、あとは転入した方には転入時という形でお渡ししています。

○**大方会長** ただ、あれは何年かに1回更新されましたよね、昔はよく。私が住んでいた地域だけなのかな。多分いろいろな配布のチャンネルもあると思いますので、効率よく検討されたいかと思ひます。

○**石川委員** 具体案に入って恐縮ですが、いわゆるソフトの支援は新宿区さんはたっぷり事業があります。それから日常生活は交通網もあるし、コンビニもあるし、すごく生活しやすいのですが、住まいについては動きやすい住まいのために、それから民間住宅の借家においても介護保険の住宅改修、その前の介護予防のための自立支援、それから日常生活用具支援、これらの支援は民間借家に入っても入居者の多少の負担で支援を受けられますよということを大家さんに知っていただき、入居者にも知っていただければ、今空き家になっているものも動きやすくなるのではないかと思うのですが、その辺の民間借家の住宅改修が実態的にどのぐら進んでいるのかなと、いろいろ資料を読みながら思っているのですが。

要はこの連絡会でリフォーム協議会とか宅建さんの団体とか、うまく情報が動くようにしていただくと、住宅の空きがあるよ、高齢者に貸してくれるよというだけでなく、生活のしやすい住宅を提供する方法があることを分かっていただきたいと思ひます。それで木賃が多いですから、大げさな改修よりは段差でも縦手すりが1本あるので大分解消されるし、そんなに大げさにしなくて、言葉は悪いですが木賃が何年もつのかというとき、改修となると大家さんはずいぶん気が重くなると思ひるので、その辺の情報を細かく介護保険のほかに自立支援もあるんだよ、日常生活用具支援もある、新宿区はどのぐら実態があるといういような情報をメンバーの皆さんに支援内容と実態の両方をお示しなさるといいのではないかと思ひています。

私もあまり実態を分かっていないのです。よろしくお願ひします。

○**大方会長** はい。

○**事務局（佐藤住宅課長）** その実態については詳細といいますか、こちらとしては今のところ把握していない状況です。今、委員の御発言もございましたので、実態の把握とともに周知関係も検討していきたいと考えてございます。

○**石川委員** 改修するときは家主さんの了承が要ります。それから、いま公的な住宅はそこをきつく言っていませんが、退去するときは現状回復というのがあって、退去は高齢者の場合は亡くなる時。そのときの後始末の支援事業がございますね。そういうのをうまく活用すれば大家さんも安心して高齢者にお貸しくださる。ちょっとでも大家さんが面倒くさいと思ってしまうと、これはなかなか進まないと思うので、システムとして互いに分かりやすく、今言っていた情報共有だと思うのですが、空き家対策を含めて、それをよろしくお願ひしたいと思っています。

○**事務局（佐藤住宅課長）** 全国的にも空き家対策は重要で、今国のほうでも法案審議などをやっているかに思いますけれども、新宿区といたしましても住みやすい住宅になるようなことを支援していきたいと考えてございます。具体的にこうというのはまだありませんので、その辺は広く……。

○**石川委員** 構成員の会議の中でお進めいただきたいと思って、ちょっと先走ってしまったかもしれないのですが、よろしくお願ひします。

○**事務局（佐藤住宅課長）** ぜひやっていきたいと思ひます。

○**大方会長** ありがとうございます。

私思ひますが、まずは情報をつないで束ねて高齢者に伝達することから始めるのでしようが、そこを超えて、いろいろな分野のコラボレーションといいますか、協働が進むとぐっといろいろなことが変わってきますよね。今のバリアフリー改修にしても建築家の人とケアマネさんといひますか、介護が分かっている方とコラボしないと、あまりいい改修ができないことが我々もいろいろな実験をやってみて分かっていますので、そういうことをどんどん進めるといいですね。

伊藤委員。

○**伊藤委員** 実は今朝、区のほうから紹介していただいて電話をいただいた件ですが、やはりアパートでして、昭和35年の建築で、外壁のモルタルが剥落して危険な状態だということで、入居者に説明して、改修したいので退去をお願いしたところ、1軒だけどうしても立ち退いていただけないという高齢者の方がいて、今弁護士を通じて話をつけるという、入居者にしてみ

ると非常に過酷な状態に追い込まれているかなど。

今朝の電話なので、まだ全く状況を把握してはいませんが、家主さんが埼玉にいらっしゃって、今年の5月に購入したばかりということで、全く状況を把握されないまま買ったのかなどという感じを受けます。不動産屋さんをお願いして、転居先を探してもらっているということですが、なかなか条件が合わないということで、なかなか受け入れてもらえる場所がないという状況のようです。かなり厳しいなと思っています。かなり切羽詰まっています。

僕ら事務所協会新宿支部の中で耐震協議会というのがありまして、毎月の相談会の前にチラシ配りや何かをやっているのですが、アパートの大家さんになかなかたどり着かないわけです。そこに住んでいない場合が多くて、耐震の話が通じていっていないというのが現実かなということ。区内に住んでいたら定期的に刊行物が送られていますので、こういう制度がありますよという案内が届きますが、都外に住んでいる大家さんに対してはなかなか厳しいものがあります。大家さんの理解も必要だし、弁護士を通じて高齢者に話をつけるということ自体がかなり厳しく追い込まれてしまうのではないかという思いがしています。入居者の方はその地域が長いのでしょうから民生委員の方も多分把握はされていると思うのですが、いち早く解決できるような制度設計ができていかないかなということで、この連絡会の設立をスピーディに行う必要があるのではないかと考えております。

○大方会長 ありがとうございます。何かありますか。

○事務局（佐藤住宅課長） 住宅課のほうでは住み替え相談等相談事業はやっております。ただ、今の事例に当てはめられるかというのはなかなか難しいことなのかと考えてございます。

また、区は法律相談もやっておりますので、法律相談で弁護士の先生に相談するのも1つの方法なのかと考えてございます。

○伊藤委員 詳細が分からないので、相談に行けるような状態なのかどうかも把握できていませんので、何とも言えないのですが、先ほどから区のほうに相談に行ける方はいいけれども、行けない方にはどうやって配布資料が届くのか、そういう案内もありましたね。そういうことを含めて協議していただければありがたいかなと思います。

○大方会長 どうぞ。

○篠原委員 今、区の法律相談という話が出たので、そちらの話になるかと思うのですが、区とか自治体でやっている法律相談はあくまでもその場限りのことですし、一般論としてこうだという話は多分相談に来た方にして差し上げられると思いますが、それ以上何がどうこうという、来た人の本当の解決になるかということ、悪いけれどもほとんど解決にはならないと

思います。だから、元気な人がそこへ行って、今後こういう問題が起きたときにどうしようかというときに、何となく道としては2つとか3つあるよという、そういう選択肢を得るために行くのはいいんですけども、例えば切羽詰まった方がそこに行っても解決にはならない。やはりここで言っているような連絡会ですか、そういうところで具体的にどういうふうにしてあげるか対処してあげなければ駄目なのではないかと思います。

○大方会長 さらに言うと交渉のサポートをしてもあまり埒が明かないわけです。一方で耐震補強とか改修を進めたいということであれば、やはり普通の公的事業のときの事業仮設のように、区が持つのか、都が持つのか分かりませんが、2年間は仮に住まわせて差し上げられるような場所を用意しておいて、パッと斡旋できるようでないこの問題は解決しませんね。

○伊藤委員 話の内容によっては店子さんに対しては安全な住まいを提供する義務があるという自覚がおりで、耐震補強するには立ち退いてもらわないとその工事ができないことを説明するためにも、まず診断をしてもらいたいという申し入れがありました。

だから立ち退きはやむを得ないかなと思いますが、受け入れ先が見つからないという、いい条件のものが見当たらないということもありまして、区として仮の、つまりとりあえずここに住んでくださいみたいな区の施設を借り住まいとして提供してあげて、でき上がったら、また元の生活に戻れるというような、そんな仕組みもあっていいのかな。ちょっと勝手に想像しているわけですけども、そんなことがもしできればいいのではないかとも思っています。

○大方会長 なかなか大変な宿題ですけども。密集の改善をやるのでしたら、それは最低必要だと前から思っていますが、なかなか難しいですね。

○西村委員 先ほど篠原先生が言われたように、区の法律相談については、私も利用したことがありますがおっしゃるとおりの状況なので、区のほうから御連絡をされているということであれば、区のほうもう少しサポートしてあげるとか、あるいは店さんとともとのアパートとの大家さんとの両方の話を聞いて、少し調停するようなパターンを作っていたほうが具体的かなと思ひまして、ぜひそういう方向をお願いします。

○事務局（佐藤住宅課長） 事務局ですけども、調整までは今やっていない状況です。ただ、住み替え相談は1回だけではなく、何回もいらっしゃる方もいらっしゃいますので、数回相談を受けている中でだんだん決まっていくのかなとは考えてございますけれども、今委員がおっしゃられた調整ができれば越したことはないと思いますが、今のところ、それはやってはいないというところでございます。

○幹事（齊藤高齢者福祉課長） 先ほどお話の中で自ら進んで相談に行ける方はいいんですけど

れども、なかなかどこに何をしたいのか、あるいは自ら動くことが難しいといった場合の相談窓口といたしまして、今回連絡会の構成員の中にも入っておりますが、地域型の高齢者総合相談センターが新宿区内、地域の中で9カ所ございます。こちらはお困り事があった場合の高齢者の相談窓口、まずは一義的にお電話なりをいただきますと訪問相談を実施しておりますので、そういった中で相談員がお困りの内容をまずは整理をさせていただいて、必要な部署とつなぎ合わせる。

また、法的な何か対応が必要な場合に、高齢者総合相談センターは直接法律相談を受けているわけではございませんが、相談を受けた内容で法的な、例えば助言が必要なケースの場合に法テラス東京と協定を結んでおりますので、相談員がそこから法的な助言をいただくことが可能という仕組みを今年1月から取っておりますので、そういった中でまずはお困りのことを整理させていただきまして、関係部署の適切な対応をとれるよう、まずは御相談いただくといったところに結びつけていきたいと考えております。

○大方会長 よろしいですか。

○伊藤委員 自分ばかり提案してあれなんですけど、家主さんというのはアパート経営して、ある程度収入を期待して、多分5月に購入したということで収入を期待して購入したのだろうと考えます。そうすると耐震補強することによって建物の耐用年数が延びるといふか、それだけのお金をかけますので、家賃収入の中でそれを回収していかなければいけません。そうすると当然家賃が上がる形になりますので、戻ってくることを条件にした場合でも家賃が上がってしまうと、とても年金生活で増えた家賃については払えないということも出てくるのではないかと思います。そういった差額を区のほうで補てんすることが可能なかどうか、よく分かりませんが、ちょっと難しそうだなということも思うのですが、長く住んだその地域で死にたいと思っている方もいらっしゃるかなと思うと、何か切実なことを感じるものですから、何かそういったことをサポートできないのかなと思います。各論の話になってしまって、まだまだ総論のところでは話が詰まっていないところだと思いますが、そういったことも念頭において審議されるといいのかなと思っています。

○大方会長 そのとおりですね。公営住宅できちっと手当できるというのは建前としては本筋ではけれども、とてもそんな数は供給できないので、借り上げ型でやるか、これもなかなかできない。ですが、一方で本当に重要な密集地域などの建て替えなり耐震補強であれば、そこはある種施策的な建て替え促進という名目で少し補助を入れるような仕組みがあつていいと思うんですが。でも難しいですかね。

○伊藤委員 そのとおりだと思います。多分単体では非常に難しいことはトータル的に視野を広げて考えていくと可能性が出てくるのではないかというところを非常に感じるところです。

○篠原委員 それとの関係ですが、空き家対策が全国的に必要なになっています。空き家を有効に活用して利用するだけでなく、空き家になっている理由が大家さんの側にも何かあるはずです。例えば取り壊して更地になるといきなり固定資産税が上がるから、とりあえずそのままにしておきます。そういう人も結構いると思います。例えば空き家の実態調査がもしできるのであれば、そういう形で空き家になっているところには例えば無料か、あるいは本当に固定資産税相当額程度の料金で借家として提供してもらうことはできないか。そういうことも考えていいのではないかと思います。それで全くの空き家にしておくよりは、人が誰か住むことによって建物は多少は風通しもよくなるし健全にもなるわけです。そんなことも考えてみたらどうかなどちょっと思いつきですけれども思いました。

○長谷川委員 空き家はどのぐらい今、新宿区の中であるのでしょうか。

○事務局（佐藤住宅課長） 平成20年の調査で12.6%ございます。平成25年の数字が来年2月に出る予定ですが、今のところちょっと前ですが平成20年で12.6%です。

○伊藤委員 戸数に直すと。

○大方会長 かなりのものが古い木造のお風呂のないようなアパートと考えていいのでしょうか。

○事務局（佐藤住宅課長） 戸数に直しますと、2万7,210。

○大方会長 その辺は不動産関係の詳しい方のほうがよく御承知でしょうけれども。

○長谷川委員 先ほどここへ早く来すぎてしまったものですからお話ししたんですけども、私のお友達でちょっとひっくり返ってしまって、1週間ぐらい入院すれば平気と初めは言っていたのが1カ月になってしまった。入院が1カ月が1年になってしまったんです。足の何かうまくいかなくて。78か80歳。独り暮らしで誰もいないんです。家を借りていますが、それが正確なのは分かりませんが7万5千円ぐらい払っています。そうすると、今3年になってしまったんです、病院に入っていて。3年の間、1カ月1カ月全部払っていたんです。自分はとてもあれだからというので倉庫というのがありますね。家具を少なくしてしまって倉庫に入れる。そうしたら住民票がなくなってしまうって。そうしたら何の援助も受けられなくなるから、それはできない。それで1カ月、それで病院代を払って、こっち払って、「もう死んでしまうわ」なんて言っていたんです。

今お話を聞いたら2階でそういう相談があるから、あとで聞きに行ったらと言われたので、

あれですけど。空き家があるのだったら、その空き家に少し入れてもらって家賃を払う。住民票もそこに置いておけばいろいろな補助とか何とかも独り暮らしであれだから受けられるのではないかしらと今ちょこっと思ってしまっただけです。

本人も、「昔お金を稼いで貯めておいたので何とか今までやってきたけれど、もうとても無理」と言っておりました。何とかならないものではないでしょうか。住民票がなくなったら何にもならないでしょうなんてね。そんな問題があったので、私も初めての経験なので、お話ししました。

○大方会長 住宅にお住まいの人は家賃を払わざるを得ないですからね。むしろ医療費をどうするかのほうが問題かもしれませんけれども。

その空き家もいろいろあって、民間のマンションと賃貸のアパートですと最低でも6%ぐらい空き家がないと回転しないという面もあると昔から学校では習っております。ただ、12%はちょっと多いですかね。それはさっきおっしゃったように耐震改修しないと住まわせられないような、あるいは人気がない、お風呂がないというのものもあるでしょうし、逆に投資型のマンションで高すぎて借り手がつかないとか、いろいろなケースがあると思うのですが。それぞれ空き家になっている理由があるわけで、どうせ空いているならただで貸してくれというわけには多分いかないのです。そんなに安いものだったら、そんなところに住まわせてもいいのかという問題も逆に出来ますしね。なかなか簡単ではないと思います。

ただ、それと別に繰り返しになりますが、建て替えとか改修の促進のために1年ぐらい仮住まいの住居を区が提供する。あるいはどこか借りておいて、そこに一時的に入っていただくのもいいと思いますけれども、最低そのぐらいはないと防災とか住居の改善は進まないと思うんです。特にこのバリアフリー改修はそういう面があると思います。借家についてはね。

○石川委員 そんなに長い期間でなくていいんですね。事業用のそういう制度がございますね。あれを柔らかくできないかということだと思います。

○大方会長 だから、そこは相談とか支援とか、情報の支援を超えて、ある種事業として予算をかけてやらないといけない話だと思いますけれどもね。

○伊藤委員 都や区の空き室を借りるというのも1つの案だと思いますが、戸建ての空き家がどの程度あるのかなという。戸建ての空き家が例の危険、火災がどうだとか、雪国では雪下ろしをやらないために児童が押しつぶされたり、そういうような事故があったり何かしているわけですね。その戸建て空き家を1棟、これはあくまでも建築をやっている者のアイデアですが、シェアする形で耐震補強して、お風呂場もバリアフリーもしっかりやって、そうすると気の合ったもの同士が共同生活できるような老後のイメージもいいのかなと思ったりするのですが、

この辺りは桑原さんが不動産屋さんとしてそういうアイデアを採用可能なのかわかりませんが。

○桑原委員 先ほどのお話ですけれども、店子さんとオーナーさんの関係ですけれども、結局、人間関係なんです。ですから、出したい、それから出てもらいたいという部分があって、店子さんがああこうだと言い始めますと関係がすごく悪くなるわけです。そうすると改修してから二度とあなたには来てもらいたくないという部分も出てきます。ですから人対人の関係ですから、法律でどうするか、区でどうするという以前の問題も出てきます。

不動産というのはおもしろいもので、個々に相手がいて相対でやるものですから、その場で全部違います。ですから、区のほうで施策とか一生懸命作っていただいても、最後は人間関係ですね。

○大方会長 小さい物件はそうかもしれませんね。そうするとURさんとかそういうところに頑張ってもらわないと。

○野村委員 事務局のほうには事前質問を出しておいたのですが、今の御説明の中で御回答があった件を除き質問しますので、その都度回答をお願いします。

住まいの確保に関し居住支援系の所管事業の計画事業や経常事業はそんなに多くはなくて、福祉関係に関わる事業のほうが圧倒的に多いと思うんです。そういった関係から住まい確保連絡会の事務局を居住支援系のほうに事務局を置くより、どちらかと言うと高齢課、福祉課に事務局を置いた方が良く思ったのですが、いかがでしょうか。

○事務局（佐藤住宅課長） 先ほども御説明したとおり、住宅課としてはこの問題については住まいの確保を中心に置いて連絡会を想定しております。一方で福祉部のほうでは高齢者保健福祉推進協議会のほうで部会とか分科会とか設けて活動されておりますので、そこは保健福祉が中心になっていくのかなと、すみ分けをしていきたいと住宅課としては考えているところでございますけれども。

○野村委員 分かりました。2点目ですけれども、「高齢者の」という修飾語が付いて住まいの確保といった意味から住まい確保連絡会の主管課は高齢者福祉課のほうが良いのではないかとこの私の観点ですが、御意見は。

○事務局（佐藤住宅課長） 住宅課は高齢者に限らずいろいろな方の住宅施策をやっている課でございます。その中で実際問題としては住宅課の施策の中で高齢者化への対応が大きくなっているのかなと感じております。そういった中でここ何年か、この住宅まちづくり審議会の中でも高齢者の住まいの確保ということでいろいろな御意見をいただいています。その辺を踏まえて、繰り返しになりますけれども住宅、住まいを中心に置いて事務局を住宅課で1本作って、

一方で保健福祉を中心に福祉部のほうで行ってすみ分けていきたいと考えているところがございます。

○野村委員 分かりました。次に区の支援策の充実を住まい確保連絡会の中でやるということでした。支援策の拡充には財源の裏付けを持って計画的に実施して行く必要があると思うので、計画事業に新たに入れる必要があると思います。新規施策として可能なのでしょうか。

○事務局（佐藤住宅課長） 今日説明いたしましたけれども、新規施策としては、今日お示しした程度のもがあるということで、具体的な計画については今後第三次実行計画とかそういった今後の計画の中で考えていきたいと考えてございます。

○野村委員 支援策の充実策の検討に先立ち、目標値の設定が必要と思います。以前の審議会でも言いましたけれども、例えば支援付き高齢者住宅の整備にあたって、将来需要というものの目標値を持たないとできないのではないかと申した。そういった、いわゆるフレームをあらかじめ決めて、支援付き高齢者住宅の整備、施策を展開していくということはお考えでしょうか。

○事務局（佐藤住宅課長） 委員の以前の御意見について確認はしております。そういった中で数値については今のところ出していないというのが現実で、数字をこれから出していくのかはここでお示しできない状況でございます。

○野村委員 現在第6期介護保険事業計画を策定中だと思います。当事業計画の中で、このような目標値を設定されているのでしょうか。

○幹事（齊藤高齢者福祉課長） 第6期介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画のお問い合わせですので、事務局をしております私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

今ございましたサービス付き高齢者向け住宅、これにつきましては私どもは第2次実行計画の中で一応計画事業として取り組んできた経緯がございます。今回、第6期の介護保険事業計画の中でこのサービス付き高齢者向け住宅の整備促進という形で一応項目がございますが、ただし先ほど委員のほうからございました目標数値に関しましては、基本的には民間事業者の誘致という取り組みでございますので、そこについて確実にこれだけの物件をいつまでに何戸整備するといったようなことは数値目標としてはなかなか掲げにくいものとして、ここについては目標数値を特に設けてはいないという状況でございます。

○野村委員 それに対して外部評価委員からどのような意見が出ていますでしょうか。

○幹事（齊藤高齢者福祉課長） 計画策定につきましては、外部評価の対象ではございませんので、あくまでも今後この計画素案を発表する中でパブリックコメントをかけまして、区民の

方の御意見をちょうだいする。それを踏まえて最終的には今年度末に計画を策定するという
ことで、現時点では案という形で作成しているものでございますので、外部評価を受ける事業と
してはこれは当てはまっていないということです。

○野村委員 内部評価報告書の中に第6期介護保険事業計画の中で支援付き高齢者住宅検討会
報告書を反映していくという課題方針が述べられているのですが、どのように反映していらっ
しゃるのでしょうか。

○幹事（齊藤高齢者福祉課長） 新宿区支援付き高齢者住宅検討会報告書のまとめの中では住
宅政策と地域における支援、両方の視点を備えた施策の充実により高齢者がどこに住んでも適
切な住宅サービスを利用しながら安心して住み続けることができる新宿区を目指すことを求めま
すというまとめになっています。つまりここで目指しているのは、福祉の分野で言うならば地
域包括ケアシステムといったものをしっかりと構築して、実際に今お住みになっている中で特
別な住宅を整備するというのではなく、今お住みの地域、お住まいになっている住宅に住み
ながら必要な支援を受けて住み続けられる、こういった地域を作っていくという考え方でまと
められておりますので、私どもは高齢者保健福祉計画第・6期介護保険事業計画の中でそうい
った地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを全体として行っていくということで計画
素案を作っているところでございます。

○野村委員 すみません、長くなりますけれども。住まい確保連絡会は公開を考えていないと
いうことと成果は特にないということだったのですが。私として支援付き高齢者住宅検討会報
告書は、他の行政で見られるような高齢者居住安定化計画にあたる報告書に相当するものと思
っていました。そういった観点から住まい確保連絡会の中で支援付き高齢者住宅検討会報告書
を拡充し、それをスキルアップして安定化計画書が作られるのではなかろうかとイメージした
のですけれども、そういうイメージはもたれていないということですか。

○事務局（佐藤住宅課長） まず連絡会を立ち上げまして、基本的には情報の交換と共有化を
メインにしております。それを続けていく中で連絡会の性格も向上していくのかどうかという
ところも見極めながら、そういった成果物を作っていくかどうかについても考えていきたいと
考えてございますけれども、まずは情報の共有化と情報交換の場ということで始めたいと考
えている組織でございます。

○野村委員 あと2点、すみません。

○大方会長 なるべく手短にお願いします。

○野村委員 区が進める支援策の中で高齢者の入居支援対策を挙げて、これらについてはこう

いった観点から拡充しましょうということで分かるのですが、緊急通報装置利用は高齢者福祉課でも同様の事業を行っていると思います。その内容がどんなふうになるのか。あるいは、その連携を図っていらっしゃるのかどうなのか教えてください。

○事務局（佐藤住宅課長） 住宅課でやっている緊急通報システムについては……。

○野村委員 分かっていますが、高齢者福祉課のものとはどう違うのですか。

○事務局（佐藤住宅課長） 住宅課のほうは高齢者であれば誰でもいいということですが、福祉課でやっているものについては条件がもっと厳しくなっていると聞いてございます。

○幹事（齊藤高齢者福祉課長） 福祉課で行っている緊急通報システムでございますが、これは常時注意が必要な身体上の慢性疾患がある独り暮らしの高齢者ということでの限定をさせていただいておりますので、おそらくその辺が違う点なのかなと思います。

○野村委員 だから支援策といっても非常に限定されているんですね。居住支援係さんのほうも賃貸住宅に入っているらっしゃる60歳以上というただし書きです。それだと補助が付くのですが、それ以外の人だったらセンターに申し込めば入るわけですね。助成がもらえないということですね。

○事務局（佐藤住宅課長） そうです。

○野村委員 その資格条件みたいなものの拡充というものも検討していただけるのですか。

○事務局（佐藤住宅課長） そうですね。今、委員がおっしゃったとおり、今は区内の賃貸住宅に居住する60歳以上の独り暮らしの方ということで設定しております。利用率が高くないという実態もございますので、まずは委任払い、先ほど申し上げました、をしながら、そういった対象者をどうするかについても今後検討していきたいなと思います。

○野村委員 それと、お答えはいいんですが、見守りサービスとかいろいろな点に関して、最近ビッグデータの活用とか、平成29年度から本格実施予定のマイナンバーカードの活用も検討していただきたいと要望しておきます。

○事務局（佐藤住宅課長） ビッグデータに関しては、ICTの関係で最近注目されているということですので、その辺もどのように活用できるかは今後の検討課題と考えてございます。

あとマイナンバーについては、区立住宅については導入の方向で検討を進めているというところでございます。

○野村委員 新宿区独自のリバースモーゲージについて、これは前々回の審議会でも言わせていただきましたが、検討方をお願いします。

○事務局（佐藤住宅課長） 新宿区では社会福祉協議会のほうで実施しておりますので、その

辺を見据えながら、今のところ視野に入っていない感じですが、社会福祉協議会さんのほうでやっているのもそんなに数字は上がっていないやに聞いているところなので、ちょっと難しいテーマかなと考えてございます。

○野村委員 地域包括ケアシステムということで地域との協働ということが盛んに言われておりまして、前回の審議会の中でも地区協議会の利用だとかが言われています。この審議会の中でも合意を得たと私は認識したのですが、連絡会の中には地区協議会の方は入れないということについてぜひ再考をお願いしたい。

○事務局（佐藤住宅課長） 先ほど説明したとおり、人数的なものもあるので、初めから大きくというのはどうかなということで町会さん、地区協議会さんについても立ち上げたあと、広げる中で考えていきたいと考えてございます。

○大方会長 ほかにいかがでしょうか。

○椿委員 これまでの議論がどういうふうに進んできたか、あまり経緯も認識しないで申し上げるのですが、2つお話しできればと思っています。1つは、先ほど耐震改修とそれに伴うその建物に今住んでいらっしゃる方をどうやって移転させるかというお話がありました。本題とはちょっと別かもしれませんけれども、私どもは微力ながらそういうことの尽力をしているという例ですが、木造の密集市街地で、それは本当に全国的に見て非常に危険度が高いところについては、地元の公共団体さんと御相談しながら密集市街地の改善を図っていく一環で、その建物の耐震補強を図るとか、避難路を整備していくということで建物を建て替えたりとか、そこにある建物を除却する。そのときにそこに住んでいらっしゃる方の移転先を確保しなければいけない。自分で確保していただけない、そういうのがなかなか難しいという方に区のほうで借り上げの住宅なり区営住宅を用意できればいいのですが、それは難しいという場合に私どもが住宅を建てて、その建物の一部を区なり市なりが一部借り上げて、そこに住んでいらっしゃる方を移転させているということです。

私どもが建ててということになるので、普通に貸せば家賃は高くなってしまいますが、その分の家賃はもともと住んでいらっしゃったときにお借りしていた家賃相当で区のほうはその方に貸す。家賃の差額が出るので、家賃の差額は国の補助も出る。そういう仕組みもあります。それは区も覚悟が要るし、私どもも覚悟が要るし、補助金を入れる国の覚悟もいるしということで、全国的に見ているところやっているとわけてはなくて、本当に危ない市街地、危ない木造密集市街地ではそういうこともやっているということもあります。

そういうふうにしなから木造密集市街地の改善と併せながら入居されている方の移転の促進

ということも併せてやっているという例もありますということで、どこでもやれているということではないのですがという御紹介です。

それとは別に今日の本筋のほうは、最後のこれから支援策を充実させていこうというところについてです。こういうことにこれからトライしてもらえるといいのかなと思いついて見ましたが、今日までのお話は入居の支援というところが中心だったと思いますが、これからはもう少し総合的なというか、横断的なことを考えていっていただくのかなと思いついて聞いてみました。

1つには高齢者の方がその地域で元気に暮らしていくということを考えて就労ですとか、生きがいのために働くですとか、あと地域の中で交流していくとか、そういうことまでにらんだような仕組み、仕掛けづくりを考えてもらえたらいいかなと思いついて聞いていました。

あともう1つは、具合が悪くなったときでもどこかの病院にポーンと行くのではなくて、地域の中で在宅医療なり地域の中でずっと住み続けられて、そこでケアもしていく、そういう仕組みができればいいかなと思っていました。まさに先ほど地域包括ケアシステムというお話がありましたけれども、地域の中でずっと年を取って行って、言葉はよくないかもしれませんが、最後はそこで楽しい人生を終えるというようなことができるようなことを目指して、この施策は膨らんでいくのかなと思いついて話を伺っていました。

私どもも柏の豊四季団地ではまさにそういうことにトライしてまして、柏市さん、東京大学さんと一緒にそういうことにトライしてまして、年を取ったらどこか別の遠く離れた高齢者施設に入ってしまうというのではなくて、そのまわりの住み慣れた環境の中でずっと年を取っていくことを目指しているのですが、そういうことを新宿区さんのこの施策の延長線上もそういうことなのかなと思いついて聞かせていただきました。すみません、余計なことを申し上げました。

○大方会長 いえいえ、構いません。何かありますか。

○事務局（佐藤住宅課長） 先ほど高齢者福祉課長もお話ししていましたが、地域ケアシステムの中でソフト面で地域の資源を活用して、その一人ひとりの方を守っていくというシステムを今作っていますし、作ろうとしている。よりいいものを作ろうとしているというところがございます。

一方、区は事業住宅というのも若干やっております。木造賃貸住宅地区の整備促進事業の中で事業住宅というものを少し持っておりますので、その辺も活用できる事業もあるのかなと考えてございます。

○大方会長 どうぞ。

○西山委員 この連絡会の顔が見える関係ということで非常にいいことで、いろいろな御意見があると思いますが、最初は小さくやりながら、そこでつながりを作っていく。私も現場をやっている、それは非常に大切なことだと思います。

これはある面で地域包括ケアシステムの中の地域ケア会議の1つでもあるかなと思います。このテーマの中で住まいとみんなの見守り支援等も含めて検討していくことが書かれています。介護保険法の改正の中で、ここに書かれているように日常生活総合支援事業が始まりますが、そういった中でどこの自治体さんも地域の参加、住民参加という問題に非常に悩まれている、国が言うような絵のようにはなかなかいかないのどうしようかという部分で困っているところですが、今は次の第6期計画で新宿区の場合、どのような方向性で持っていきたいのか。その辺を今話せる範囲でお聞かせいただければと思います。

○幹事（齊藤高齢者福祉課長） 今御紹介いただきましたように、来年4月に介護保険制度の改正、見直しが施行されます。そういった中で特に大きな今回の改正部分としましては、全国一律の予防給付であった訪問介護と通所介護、これを市区町村が取り組む地域支援事業に移行し、そして新しい介護予防、日常生活支援総合事業を実施するという流れになっております。

現在、新宿区におきましてはそういった国の制度改正を捉えて、新たな総合事業についてどのように構築していくか。特に今回の計画の中では地域の力を生かした仕組みづくりを重点課題に取り上げております。ただ、実際に御紹介いただきましたように、来年4月からという制度の改正に正直中身がまだできていないという状況で、ここについては国のほうも経過措置期間を設けております。その中でそれぞれ条例で実施時期を定めることができるということで、新宿区といたしましては、今現在経過措置期間を活用いたしまして、平成28年度から実施するというので1年先送りという状況で進めております。

その間にそういった地域づくりとか仕掛け、そういったものをしっかりと行っていこう、ということで現在素案の中身としてはそのような状況になっております。

○大方会長 よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

高齢者の住まいの政策もさまざまでありまして、特に持ち家の方は比較的問題が少ないかもしれませんが、それでも逆にバリアフリー改修をどうするという話もあります。バリアフリー改修も家の中だけでなく、玄関から出て階段で道路まで出なければいけないという問題もあつたりします。住みにくいから、じゃあ住み替えたいと言ってもなかなか売れないとか、空き

家にして貸し手がなかなかつかないとか、そういうこともありますから住み替え支援もやらなければいけない。それもうまくいかないと空き家になって、空き家の活用みたいな問題も出てくる。それでもまだいいほうで、問題は賃貸住宅にお住まいの高齢者の方。先ほどのように建物自体が老朽化しているとか、設備がないので障害が出るともう暮らせないとかいろいろなことがございます。

さらに言うと、そういう方が住み替えるといったときに賃貸住宅が借りられるかということ、もう高齢だと、孤独死されたらかなわないから貸せないということが実態として多いわけです。だから、いっとうなるか分からない方でも引き受けてくださる大家さんを探さなければいけないということも大きいです。そのときに重要なのが先ほどの緊急通報システムが付くから何とか入れてくれとか、あるいは保険をかけるから何とかしてくれとか、そういうお断りされない、高齢者でもアパートに住める仕組みを考えるのがさらに重要だ。そんな問題意識があって、横に福祉と住宅をつなぐ連絡会を作ろう、そんな話になったのだと思います。

だからあくまで情報交換あるいは懇親から始まるのですが、具体的な施策を花開かせるというところにいかなければいけないので、ですから目標として明確にこうとは確かに今の時点では言えないけれども、その辺はぜひ具体的に実効性のある施策を作るためにこういうものを作るのだということをぜひ皆さんに確認していただいて、所管のほうもぜひその意気込みでやっていただきたいな、そんな気がしております。これは私の願いですけれども。

○事務局（佐藤住宅課長） 会長のおっしゃるとおり、最初は情報連絡とか情報共有の中でやっていきたいなと思いますけれども、ゆくゆくはそういった施策も出せるよう発展させていきたいと考えてございます。

○大方会長 ぜひよろしくお願いします。

いかがでしょうか。

○伊藤委員 この連絡会ができた暁にはオブザーバー的な感じかもしれませんが、椿さんのところでは密集あるいは条件付きの支援制度があるということなので、それはもしかしたら拡充する形で受け入れてもらうこともオブザーバー的に参加していただいて検討していただくということもあるのかなとは思いますが。

実は今賃貸関係が中心になっていますが、持ち家に住んでいる方も老々介護とか、あるいはいろいろな問題を抱えているおたくもあるものですから。また、広い家に二人きりとか、あるいは独り住まいというのもあり得る話なので、そういったところを個別の話になりますけれども、それこそさっきのシェアハウスの耐震補強しながら改造して共同で住まうということ

しながら直近に見守りのコミュニティができるみたいな、そんなことも今後検討できるというのかなど。そのときに仮住まいがあると非常に有効に回っていくのではないかとイメージ的なあれですが、そういうふうには思います。

今後、この連絡会を通じていろいろ意見を出し合えればいいなと思っています。よろしくお願いします。

○大方会長 ほかはいかがでしょうか。

○舟生委員 お考えになってくださっているその連絡会、本当に有効に動いてくださるようなと思います。漠とした感じですが、高齢者、住宅ということはまた別にしても、地域に住んでおられて、地域で最後楽しく死にたい、簡単に言えば。そういうことを願っています。今盛んに価値ある生活をとっているんですが、あるところで私は感銘を受けたのですが、価値ある死を見いだそうではないかということが言われています。まさしくこの地域でまあまあ住むところがあって、周りに顔見知りがいって、そして最後楽しく終わるといような形でこの連絡会が進んでいってくださればと、非常に漠として具体性がないようですが、われわれの年代が話をするとそんなことがついつい。

先ほどもおっしゃっていましたが柏に住んでいる者ともいろいろ話し合っ、「東京はいいわね、特養がたくさんあってね」という話。「柏はないのよね」なんていう感じで言っていた。今おっしゃったことの意味合いがよく分かったという次第でございます。

とにかくどんどん社会に貢献した方が卒業していくわけです。最後に本当に卒業していくわけです。そういう人たちを本当に楽しく終わらせていただくという方向で連絡会が用いられたらと願っております。

○大方会長 励ましのお言葉、ありがとうございます。私が言うのも変だけど。

いかがですか。よろしいですか。御発言のない方、もしありましたら。

特にならなければ、無理に4時まで引っ張ることもございませんので、概ねこれでよろしければ。

それでは事務局にお返しします。

○事務局（山崎居住支援係長） 事務局からです。1つ目が審議会議事録のホームページへ公開についてです。毎回審議会終了の都度、当日の議事録の公開につきましてお諮りさせていただいております。本日の議事録につきまして、ホームページに公開してよろしいかどうか、お諮りいたします。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局（山崎居住支援係長） ありがとうございます。続きまして、次回の審議会の日程でございますが、平成27年5月下旬以降に行う予定です。開催通知は別途送付させていただきます。

最後になります。来年1月5日に区の総務課が主催して開催いたします新年賀詞交換会には、区がお世話になっております各種審議会や関係団体の構成員の皆様の名簿を冊子にしてお配りします。約300の団体が掲載対象になっておりまして、この審議会も1つになっております。つきましては、お手元の原稿を確認お願いいたします。

見ていただきまして、間違いないでしょうか。

では、掲載させていただきます。もし、修正等がありましたら正しいものに書き換えますので、係員に御連絡をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。ありがとうございました。

○大方会長 どうぞ。

○伊藤委員 連絡会をいつごろ立ち上げるのかという話は出ましたでしょうか。

○大方会長 時期はまだ伺っていません。

○事務局（山崎居住支援係長） 連絡会の時期はまだお示ししていません。これにつきましても作りましたら御連絡させていただきたいと思います。

○事務局（佐藤住宅課長） なるべく早急に。

○大方会長 まずは審議会としての提言として出ていって、これから庁内調整です。粗々の根回しは済んでいるのかもしれませんが、だからこれからですよ。予算措置もいるでしょうね。

早くても来年ということになりますか。

○事務局（佐藤住宅課長） 来年を想定しております。

○大方会長 では、5月のときには御報告いただけるということで期待しております。

よろしゅうございますか、伊藤委員。

では、長時間ありがとうございました。

午後3時30分閉会